

記入例

事業所現況届

受付票の受付番号
を記入して下さい。代表者印を押印し
てください。

次のとおり事業所の現況(届出日現在)を届け出ます。

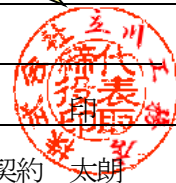
令和 年 4月 1日

所在地 立川市泉町1丁目2番3号 立川ビル1階

商号・名称 立川工務店 株式会社

代表者名 代表取締役 立川 太郎

電話番号 042 (123) 4567 記入者 契約 太郎



1 事業所関係の確認事項 ※太枠の中に必要事項をご記入ください。

① 登録業種	104 電気・暖冷房等設備保守 0900 給排水衛生工事、1000 空調工事	
② 登録免許等の名称及び番号	特定建設業許可 東京都知事許可(特-00)第12345号	建設業許可を有する場合は記入。
③ 社名看板の設置場所	出入り口上部、ビル側面のそで看板	
④ 建設業許可票の掲示場所(建設業の場合のみ。)	室内の出入り口上部(壁面)	物品又は工事系委託のみの登録の場合は空白。
事業所の使用形態	1 事業所専用 2 住居兼用 3 その他()	
⑤ 電話などの事務用品の状況	・会社名が入っている郵便受け	有 無
	・電話(転送電話のみは不可)	5 台
	・FAX	1 台
	・パソコン	10 台
	・机・椅子	10 組
	・その他(社用車 3台)	

2 技術者及び事務職員の確認事項 ※太枠の中に必要事項をご記入ください。

⑥ 常勤の従業員数	・事務系 4人 ・その他 1人	・技術系 5人	合計 10人	
⑦ 技術者名簿(工事請負については営業所専任技術者が分かるように記入してください。)	技術者氏名	国家資格等		
	立川 太郎(専任)	一級管工事施工管理技士(第123456789号)		
	契約 太郎	給排水主任技術者(免許番号第12345号)		
	立川 一郎	監理技術者(第12345678912号)、一級管工事施工管理技士(第234567890号)		
	東京 二郎	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(交付第1234567号)		
関東 三郎	なし			
	建設業許可業種ごとに営業所専任の技術者が必要。			

(次ページに続きます。)

3 事業所の写真 ※太枠の中に指定場所の写真を貼ってください。

(1) 外観

写真を貼ってください。（入り口や看板等が分かるもの）

(2) 室内

写真を貼ってください。（室内全体及び事務用品等が分かるもの）

※立川市使用欄

所見

記入しないでください。

判定欄

訪問調査日時

年 月 日 () :

調査員名

事業所現況届の記入方法

1 事業所関係の確認事項

① 登録業種

東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の登録業種を記載してください。なお、登録業種は電子調達サービスの受付票をご参照ください。

※本書の最後に業種の一覧があります。

※受付票は電子調達サービスの「業務メニュー」>「申請履歴」からダウンロードが可能です。

② 登録免許等の名称及び番号

会社(又は店舗)ごとに取得した資格、免許、登録等をご記入ください。なお、建設業許可を有する場合には、許可区分(特定又は一般、大臣許可又は知事許可)及び許可番号をご記入ください。特にない場合は空白で提出してください。

例(物品) : ISO 14001(登録証番号:ABC-DE1234)

例(工事) : 特定建設業許可 東京都知事許可(特一00)第 12345 号

③ 社名看板の設置場所

社名看板の設置が複数ある場合は、全て記入してください。また、事業所現況届の次ページの写真(外観)は、社名看板が分かるものを添付してください。写真は複数枚添付することも可能です。

④ 建設業許可の掲示場所

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません(建設業法第40条)。建設業の許可を有する場合はご記入ください。物品や委託の業種にのみ登録している場合は空白で提出してください。

⑤ 電話などの事務用品の状況

必要事項記入後、事務用品等が分かる写真及び室内全体が分かる写真を、「3. 事業所の写真(2)室内」に添付してください。写真は複数枚添付することも可能です。

2 技術者及び事務職員の確認事項

⑥ 常勤の従業員数

雇用形態を問わず、常勤している従業員数を記入してください。

⑦ 技術者名簿

建設業の許可を有する場合は、許可を有する建設業ごとに技術者を営業所ごとに配置する必要があります(建設業法第7条第2号)。技術者氏名欄又は国家資格欄に営業所の専任技術者が分かるようご記入ください。技術者は9名まで記入が可能です。9名を超える場合には、別紙等をつけることも可能です。

事業所現況届のQ&A

Q：なぜ事業所現況届（以下「現況届」という。）を提出しなければならないのですか。

A：市が行う競争入札及び随意契約の参加資格に地域要件を加えるにあたり、市内業者及び準市内業者※の認定に必要な要件を確認することにより、入札等の公平性、公正性の向上を図るために実施しております。

※市内業者・・・市内に本店を有する事業者

※準市内業者・・・市内に支店又は営業所

Q：現況届の対象者は？

A：毎年4月1日の時点で立川市内に本店、支店又は営業所を有し、電子調達サービスにおける立川市の入札参加資格登録を有している事業者（以下「市内業者及び準市内業者」という。）が対象です。また、新たに入札参加資格を取得した事業者も対象となります。法人・個人の別は問いません。

Q：現況届はいつ提出すればよいですか？

A：毎年4月1日から同月の中旬にかけて立川市役所契約課に提出頂いております。市内業者及び準市内業者の皆さまには、毎年度末に現況届の提出依頼をしておりますので、詳しい日程はそちらをご覧ください。なお、電子調達サービスに新規申請された場合には、申請の承認後20日以内に、契約課までご提出ください。

Q：電子調達サービスによる入札参加資格登録と事業所現況届の違いが分かりません。

A：電子調達サービスとは、立川市を含む都内の区市町村等が加入するインターネット上の入札システムです。入札情報の入手・入札参加資格審査申請・電子入札などを行うことができます。一方、事業所現況届は立川市が独自に実施しているものであり、市内業者及び準市内業者の認定に必要な要件を満たしているか確認する調査です。電子調達サービスで実施する継続申請や変更申請とは別の制度ですので、それぞれ別個に手続きが必要です。

Q：4月1日付で提出した現況届の内容にその後変更が生じました。再度提出したほうがよいのでしょうか。

A：再提出は不要です。ただし、現況届は毎年度1回ずつご提出頂いているので、現況届の内容が昨年度のものとは変更がない場合にも、ご提出が必要です。変更の内容によっては、電子調達サービスの変更申請が必要となりますのでご注意ください。

電子調達サービスの変更申請が必要な事項は以下のとおりです。

- ・ 商号又は名称（登記していない個人の方は不要）
- ・ 代表者（氏名、フリガナ、肩書き）
- ・ 本店所在地
- ・ 登記上の本店所在地
- ・ 代理人（支店名、役職、氏名、フリガナ）

Q：現況届の提出は郵送でもよいですか。

A：郵送による提出でも結構です。

Q：法人格を有していませんが、事業所現況届の提出は必要ですか。

A：法人登記がない場合にも、市内業者及び準市内業者であれば提出が必要です。

Q：小規模工事の登録をしていますが、事業所現況届の提出は必要ですか。

A：不要です。なお、小規模工事の登録は2カ年ごとに小規模工事等受注希望者登録申請が必要となります。詳細は立川市ホームページの「小規模工事等受注希望者の登録」をご確認ください。

Q：現況届は会社ごとに1部提出すればよいですか。

A：市内の本店、支店、営業所ごとに1部ご提出ください。

なお、工事・物品の双方に登録を有する場合にも1枚にまとめてご記入ください。

Q：登録業種が多すぎて記載しきれません。

A：電子調達サービスの業種番号のみでも結構です。

Q：「登録免許等の名称及び番号」には何を記載すればよいのでしょうか。

A：建設業の許可票を有する場合には、許可番号をご記入ください。そのほか、会社が保有している資格（個人が有する資格を除く）があれば記入してください。

例；ISO14001, 産業廃棄物収集運搬業の許可証, 貨物自動車運送業の許可

Q：印鑑は社判でもよいですか。

A：社判のみは不可です。代表者印を押印してください。電子調達サービスの受付票に押印しているものと同じ印が必要です。

Q：建設業の許可を保有していません。

A：電子調達サービスの物品のみに登録している場合や、工事の経審不要業種のみに登録している場合には、建設業の許可は不要です。よって、事業所現況届の「建設業許可票の掲示場所」は空白でご提出ください。なお、「営業所の専任技術者」に関する記入も不要です。

Q：技術者名簿に、アルバイトやパートの非正規社員も記入した方がよいでしょうか。

A：常勤の場合には記入してください。

Q：事業所現況届のデータが欲しいのですが。

A：立川市役所のホームページにございます。ダウンロードしてお使いください。

[ホーム](#) > [産業ビジネス](#) > [入札・契約](#) > [競争入札](#) > [業者登録](#) > [事業所現況届について](#)